

## 公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額等について

(問 22)「将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額」の「平成21年4月から60歳までの加入月数」と「今後の加入期間に応じた退職共済年金の見込額の計算」の「平成21年4月から60歳までの加入月数」と比べて老齢基礎年金の月数が少ないのはなぜですか。

(答) 誕生日が1日の方ではありませんか、法令上年齢到達は誕生日の前日となっているため、1日生まれの方の場合、実際の誕生月より1月早く60歳に到達することになります。

そのため、20歳到達月から60歳到達月の前月までの期間で試算を行う「老齢基礎年金の21年4月から60歳までの加入月数」の場合、誕生月の前々月までの期間を表示しています。

これは、老齢基礎年金(国民年金)に加入できるのが、20歳到達月から60歳到達月の前月までとなっているためです。

一方、「退職共済年金の21年4月から60歳までの加入月数」の場合、誕生日の属する月の前月までの期間で試算を行うため、誕生日の前月までの期間を表示しています。

試算に使用する月数の条件が同一でないため、1日生まれの方については、表示される月数が一致しませんが、正しい数値が表示されていますので、ご安心ください。

(問 22-2) 退職共済年金の見込額と老齢基礎年金の見込額が表示してありますが、65歳に達した場合は、両方の金額をもらえるのですか。

(答) はい、両方の見込額を合算した額を受給することができます。

退職共済年金の見込額は、共済組合から支給され、老齢基礎年金の見込額は社会保険庁から支給されます。